

令和8年度 相模原市 子育てのための施設等利用給付についてのお知らせ

(相模原市ファミリー・サポート・センター利用に伴う無償化についてのお知らせ)

ファミリー・サポート・センターをご利用される保護者の皆様に、幼児教育・保育の無償化に伴う申請方法などについてご案内します。なお、無償化を受けるためには事前に認定の取得が必要です。

1 無償化の対象となる金額

- 3歳～5歳児（令和5年4月1日時点の年齢）までの子ども：月額上限37,000円
 - 0歳～2歳児（令和5年4月1日時点の年齢）までの子ども：月額上限42,000円（※）
- （※）0～2歳児までのお子さんについては、市区町村民税非課税世帯が対象です。

2 無償化の対象となる方 次の①～③の全てに該当する必要があります。

①	相模原市に住民登録を有し、かつ居住していること
②	認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用していないこと ※通っている幼稚園、認定こども園（教育・保育給付第1号認定）の預かり保育の水準が基準に満たない場合は、ファミリー・サポート・センターの利用も無償化の対象となる場合があります（上限額あり）。
③	申請保護者（および申請保護者の配偶者）に保育の必要性の認定があること （「子育てのための施設等利用給付認定」を受けるための申請をしていること）

3 給付認定（申請）区分と提出書類

「子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第1号・第2号・第3号）」に記入し、必要書類を添えて、利用開始日の前月10日までに、市へ提出してください。

※ファミリー・サポート・センターと他の認可外保育施設を併せて利用される方で、施設等を通して給付認定を申請される場合は再度の申請は不要です。

【認定(申請)区分】	申請可能クラス年齢	提出書類	無償化対象額
②2号 (新2号認定)	3歳児～5歳児 (令和5年4月1日以前に生まれた児童)	・子育てのための施設等利用給付認定申請書 ・保育を必要とする事由が確認できる書類	月額上限 37,000円
③3号 (新3号認定)	0歳児～2歳児 (令和5年4月2日以降に生まれた児童)	・子育てのための施設等利用給付認定申請書 ・保育を必要とする事由が確認できる書類 ・市区町村民税非課税証明書	月額上限 42,000円

申請書の提出先 ⇒ 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市役所 利用申込事務センター 宛（保育課経由）

（注1）保育を必要とする事由と必要書類及び給付認定期間については、2ページの『★ 保育を必要とする事由、必要書類及び給付認定期間について』をご参照ください。

（注2）保育を必要とする事由により必要書類が異なりますのでご準備をお願いします。

（注3）必要書類が期日までに間に合わない場合は、申請書の「後日提出する書類」欄に提出予定日などを記入のうえ、先に「認定申請書」のみを提出してください。必要書類が整い次第、市へご提出ください。

（注4）子どもの年齢が0～2歳の市民税非課税世帯で、令和7年（9月以降に利用の場合は令和8年）1月1日に相模原市外に住民登録があった方は、市区町村民税が非課税であることを証明する書類（令和7年度（9月以降利用の場合は令和8年度）市区町村民税非課税証明書）を添付してください。

★ 保育を必要とする事由、必要書類及び給付認定期間について

すべての必要書類が提出されない場合、利用給付認定ができません。

また、必要に応じその他の書類などの提出を依頼することがあります。

保育を必要とする事由	必要書類	給付認定期間 (いずれも利用児童が小学校に入学する年の3月末日までの範囲内)
就 労	(1)就労証明書(指定用紙) ※自営の場合は事業主が証明してください。 (2)自営業等就労状況報告書 ※自営業等の場合に提出が必要です。 (1)(2)ともに、不足する場合はコピーするかホームページからダウンロードしてください。	月64時間以上の就労が継続する期間 ※就労時間が1か月に64時間以上(例:1日あたり4時間以上、かつ、就労日数が月に16日など)であることが認定基準となります。就労を開始した場合であっても、この認定基準に満たない場合には就労のために保育を必要としているとは認められません。
育児休業後、入園までに 従前の職場に復帰する	就労証明書(指定用紙) ※就労状況に加え、就労証明書内No.8・9・11への記載が必要です。 ※復職後2週間以内に、再度、復職日の記載のある就労証明書の提出が必要です。	※入園以降に育児休業から復職する場合は、復職日から認定開始となります。
就労の内定 (起業準備を含む) 求 職 活 動	就労証明書(指定用紙) ※自営業の場合は事業主が証明してください。 なし。就労を開始した場合、給付認定期間が終了する月の15日までに就労証明書を提出してください。	利用開始日から90日を経過する日が属する月の末日までの範囲内で、就労を開始するまでの期間
妊 娠 ・ 出 産	母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日がわかるページ) ※他の保育を必要とする事由がある場合はその事由で必要となる書類を合わせて提出	出産予定月と前後2か月ずつの最長5か月間 ※出産予定日より遅れて出産した場合には、給付認定期間を延長できる場合がありますので、担当課に相談してください。
病気・けが・障害等	診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等、該当するものの写し	診断書等に基づき市長が必要と認める期間 ※病気・けが等を事由とする給付認定の期間は、診断書(保育ができない状態である旨及びその期間の記載が必要です。)に記載された療養期間です。病気・けが等が治癒せず、引き続き保育の利用を希望する場合には、改めて診断書を提出していただき審査します。
同居または 長期入院している 親族等の介護	被介護者の診断書(常時介護を必要とする旨及びその期間の記載が必要)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または介護保険被保険者証(要介護1～5)の写し及び介護スケジュール表(任意様式)	
就 学	在学証明書及びカリキュラム等の写し	学校等の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までのうち、市長が必要と認める期間(月64時間以上の就学が必要)
災 害 復 旧	災害復旧状況がわかるものの提出をお願いする場合があります。	災害復旧状況に応じて市長が必要と認める期間
そ の 他	上記に該当せず、保育を必要とする場合は第1希望の施設等を所管する子育て支援センターに確認してください。	状況に応じて市長が必要と認める期間
<きょうだい同時申請の場合> ・原本を提出する必要がある書類については、きょうだいの1人目に原本を添付し、2人目以降は写しの添付でもかまいません(写しに、「原本は〇〇(児童の氏名)の申請書に添付」と朱書きしてください)。 <祖父母と同居している場合> ・申請保護者、申請保護者の配偶者の収入が基準額に満たない場合は、同居している祖父母のいずれか税額の多い方の税額を合算して市区町村民税非課税世帯であるか確認をいたします。該当する場合には、祖父母の税資料の提出を依頼することがあります。		

※給付認定期間終了日以降、引き続き施設などの利用を希望する場合は、再度、保育を必要とする事由を証明する書類を提出し、改めて施設等利用給付認定を受ける必要があります。

※年1回「家庭状況届出書(現況届)」を提出していただき、引き続き保育を必要とする事由に該当していることを確認します。保育を必要とする事由に該当しなくなった場合には、認定は取消しとなります。原則、施設等利用給付認定期間終了日をもって無償化の対象外となります。

4 利用料を支払う・提供証明書を受け取る

●援助会員に利用料を支払う

※「預かり」のサポートが無償化対象です（「送迎」のみの利用は対象外となりますが、「預かり」と併せて利用する「送迎」については、「預かり」と一体的に行われることから無償化の対象となります）。

※交通費、食事（おやつ）代、キャンセル料などは、無償化対象にはなりません。

●利用料支払い後、ファミリー・サポート・センター事務局へ『利用証明書』の発行を依頼する

●ファミリー・サポート・センター事務局が発行する『利用証明書』を受け取る

5 無償化対象分の利用料を請求する

●請求書にファミリー・サポート・センター事務局から発行された『利用証明書』を添えて市に提出する

必要書類
・子育てのための施設等利用費請求書
・利用証明書
・通帳やキャッシュカードなどのコピー (初回請求時または振込先口座の変更時)

請求については
こちらから確認できます



相模原市ホームページ

※請求は四半期ごとに行っていただきます。

※相模原市が請求書類を確認後、無償化分の利用料を支払います。

※具体的な請求方法などについては、別途ご案内させていただきます。

利用開始後の注意事項など

●他の認可外保育施設との併用について

併用は可能です。ただし、複数施設を利用した場合も、無償化の上限額は1施設利用時と同様となります。

(例) 施設Aのみ利用した時の無償化上限額：37,000 円まで。

施設Aと施設Bとを併用で利用した時の無償化上限額：計 37,000 円まで。

●求職活動をされる方や就労内定の方の給付認定期間について

給付認定の期間は、利用開始日（または利用開始希望日）から90日を経過する日が属する月の末日までです。就労を開始した場合、給付認定期間が終了する月の15日（必着）までに『就労証明書』を提出してください。なお、給付認定期間が終了する月の15日までに『就労証明書』が提出されない場合は、原則、給付認定期間終了日をもって無償化の対象外となります。（期間終了後に連続して再認定はできません。）

●保育を必要とする事由の変更や就労先の変更が生じた場合

変更を希望する月の前月15日（必着）までに『子育てのための施設等利用給付認定変更申請書兼変更事項届出書』を担当課（子育て支援センター）に提出する必要があります。

●相模原市外へ転出する場合

市外転出の予定が生じた際は、転出日の10日前（必着）までに『退園（転園）届兼子育てのための施設等利用給付認定事由消滅届』を市に提出する必要があります。なお、引き続き利用する場合は、転出先の市区町村で手続きをする必要があります。

●認可保育所や地域型保育事業、企業主導型保育事業への入所が決定した場合

認可保育所といった施設への入所が決定した場合、入所日の10日前（必着）までに『退園（転園）届兼子育てのための施設等利用給付認定事由消滅届』を市に提出する必要があります。

チェックリスト

● 必須書類（児童1人につき1部提出が必要な書類）

- ☐ 子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第1号・第2号・第3号）

● 必須書類（児童1人につき、申請保護者および配偶者それぞれについて、1部提出が必要な書類）

- ☐ 「保育を必要とする事由」が確認できる書類（就労証明書 など）

※保護者の状況により必要な書類が異なります。書類については2ページをご確認ください。

※就労証明書や診断書等は、きょうだいの1人に原本を添付し、2人目以降は写しの添付でもかまいません。

● 必要に応じ提出が必要な書類

【令和8年4月1日～令和8年8月31日までに利用開始する場合】

確認欄	状況	提出書類
☐	離婚前提で別居している方 (離婚調停中および配偶者による生活費負担がない場合)	離婚前提であることが確認できる書類(例:調停期日通知書の写し)、生活状況の申立書
☐	令和6年1月～12月中に国外で収入のあった方 (「③3号」を申請する場合)	令和6年1月～12月の収入金額が確認できる書類(日本語訳を添付)
☐	令和7年1月1日に相模原市に住民登録がなかった方 (「③3号」を申請する場合)	令和7年度市区町村民税非課税証明書

【令和8年9月1日～令和9年3月31日までに利用開始する場合】

確認欄	状況	提出書類
☐	離婚前提で別居している方 (離婚調停中および配偶者による生活費負担がない場合)	離婚前提であることが確認できる書類(例:調停期日通知書の写し)、生活状況の申立書
☐	令和7年1月～12月中に国外で収入のあった方 (「③3号」を申請する場合)	令和7年1月～12月の収入金額が確認できる書類(日本語訳を添付)
☐	令和8年1月1日に相模原市に住民登録がなかった方 (「③3号」を申請する場合)	令和8年度市区町村民税非課税証明書

○ファミリー・サポート・センター事業についてのお問い合わせ

担当課	郵便番号	住所	電話番号	担当内容
こども家庭課	〒252-5277	相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所本館4階	042-769-8345	事業の利用に関する内容

○幼児教育・保育無償化についてのお問い合わせ

担当課	郵便番号	住所	電話番号	担当内容
保育課	〒252-5277	相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所本館4階	042-769-8341	無償化の制度、給付について

○『★ 保育を必要とする事由、必要書類及び給付認定期間について』(新2号、新3号認定)のお問い合わせ

担当課	郵便番号	住所	電話番号	担当内容
緑子育て支援センター	〒252-5177	相模原市緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎3階	042-775-8813	・認定の申請手続きについて ・保育を必要とする事由について お住まいの区の子育て支援センターが担当課となります。
〃 (城山担当)	〒252-5192	相模原市緑区久保沢1-3-1 城山総合事務所本館1階	042-783-8060	
〃 (津久井担当)	〒252-5172	相模原市緑区中野613-2 津久井保健センター1階	042-780-1420	
〃 (相模湖担当)	〒252-5162	相模原市緑区与瀬896 相模湖総合事務所2階	042-684-3737	
〃 (藤野担当)	〒252-5152	相模原市緑区小淵2000 藤野総合事務所2階	042-687-5515	
中央子育て支援センター	〒252-5277	相模原市中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはら1階	042-769-9267	
南子育て支援センター	〒252-0303	相模原市南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター3階	042-701-7723	